

質問票(回答)

平成28年10月11日(火)受付

地域密着型サービス事業者公募要項(特定施設入居者生活介護)「9. 質問事項等について」により、上記年月日に受け付けた質問事項について、下記のとおり回答します。

質問番号

1	登録基準を満たし、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受け、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を実施することにより、国土交通省のサービス付き高齢者向け住宅整備事業の助成が受けられると解釈して相違ないでしょうか。
回答	地域密着型特定施設入居者生活介護の登録及び事業の実施が即、国土交通省の助成対象になるとは限りません。助成については各種条件がありますので確認してください。 (URL: <a href="http://www.koreisha.jp/service/">http://www.koreisha.jp/service/</a> )国土交通省「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」について
2	その他、沖縄県や石垣市で適応する、建物建築にあたっての助成措置はありますか。
回答	石垣市において、地域密着型特定施設入居者生活介護の建物建築については、平成28年度の予算措置はありません。
3	事業所として6年の実績あるため、短期利用(ショートステイ)可能であると判断して相違ないでしょうか。
回答	貴事業所見解のとおりです。(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の7) ※平成27年度4月版介護報酬の解釈1単位数表編(p539)をご参照ください。
4	確定が出来ない事項について内諾、候補として書類作成することで良いでしょうか。
回答	必要書類については全て提出をしていただきます。確定できない内容につきましては、担当まで確認をお願いいたします。
5	利用者3:介護職及び看護職1の割合は、1日24時間のものとして解釈し、常勤8時間、週40時間と仮定した場合、日勤8時間を5名、夜勤0時をまたぎ16時間を2名で基準を満たすものとして判断してよいでしょうか。 その他、夜間の特別な人員配置義務はありますか。
回答	常に1以上の介護職員が確保されており、夜間に介護職員不在という状況にならないければ良いと考えます。ただし休憩時間には勤務しているものとはみなさないため、夜間に休憩時間を設ける場合には少なくとも2名の職員配置が必要になることも想定されます。